

理事・常任理事 各位

西佐野町内会
会長 石井 裕一

弔慰金の取扱いについて

日頃より、町内会の活動へのご理解ご協力を賜りありがとうございます。さて、町内会では、町内会会員およびその家族が逝去された際、ご遺族に「弔慰金」を贈与する取り決めがございます。

従来町内会を取りまく環境におきましては、訃報は、ご遺族から近隣への報告でおおやけとなり、町内会の弔慰金贈与手続きがなされて参りました。

しかしながら、近年の傾向として、近隣への訃報はせずに弔事（家族葬等）をご家族内で執り行うご遺族が増えております。

また、新型コロナウイルスの感染状況が、その傾向を加速しているように思われます。

このような状況下で、町内会としても弔事の把握は難しくなり、弔慰金贈与の取扱いは、一定のルールにもとづいて行うことが必要になります。

改めまして、会員の逝去の際の「退会届」等を 下記の手順で行いますので、ご了承賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 「退会届」・「会員名変更届」の提出

会員の逝去が判明したら、「退会届」・「会員名変更届」をご遺族に交付し、速やかに回収し提出してください。

理事 → 常任理事 → 庶務(石井)

2. 「弔慰金贈与申請書」の提出

ご遺族による「弔慰金贈与申請」が提出された場合に限り、弔慰金贈与を行いますので、申請がありましたら、会計に提出してください。

理事 → 常任理事 → 会計(依田)

申請期限： 逝去された日から 6 カ月以内

弔 慰 金： 会員 5,000 円、同居家族 3,000 円

以 上